

令和2年鞍手町議会第1回臨時会会議録（第1号）						
令和2年2月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年2月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年2月7日 午後2時28分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1	野 口 美 恵 子		2	添 田 政 勝	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第1回鞍手町議会臨時会議事日程

2月7日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）

令和2年2月7日（臨時会）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第1回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず町長より提出されております鞍手町庁舎等建設基本計画改訂版をお手元に配布していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番議員 添田政勝議員及び2番議員 野口美恵子議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第1号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に定める立地適正化計画を策定するにあたり、鞍手町の附属機関として同法第117条 第1項の規定に基づく鞍手町都市再生協議会を新たに設置するため、所要の改正を行うものであります。

立地適正化計画は、急激な人口減少と高齢化が進展していく中で、人々の住宅や公共施設、医療施設、商業施設などの都市機能増進施設を一定の範囲内に納め、立地の適正化を図ることを目的に策定する計画です。

また、国土交通省からの新たな情報として令和2年度から都市再生整備事業の制度改正が予定され、立地適正化計画を策定することによりこれまで以上に有利な財政措置を受けることが見込まれ、今後本町で進められる庁舎等建設事業の事業費にも有利な財政措置を受けられることから計画策定に向け協議会を設置するものであります。

次に、日程第4 議案第2号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）であります。

本補正予算は、庁舎等建設事業に伴う関連予算のうち、設計及び施工段階における発注方

式の検討や工程管理、コスト管理などの技術的マネジメント業務を補完するための庁舎等建設発注者支援業務委託料及び建設地の遺跡試掘調査に伴う樹木伐採等委託料などの予算を追加するほか、立地適正化計画策定に伴う関連予算を追加するものです。

また、庁舎等建設事業に伴う設計業務については、第2表として継続費を新たに設定するとともに、第4表の債務負担行為に庁舎等建設オフィス環境整備支援業務委託料及び庁舎等建設発注者支援業務委託料を追加する補正を行っています。

そしてこれらの要因により、今回の補正第5号におきまして不足する財源576万2千円を財政調整基金から繰入、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ576万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億7,632万5千円としております。

以上が、日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第1号について、質疑はありませんか。

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

協議会の構成メンバーはどのようにお考えになっているのかお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

協議会は本町の都市計画審議会及び地域公共交通会議の委員を中心に14名以内で構成する予定でございます。

具体的には、学識経験者、これは都市計画、地域公共交通分野です。

町議会議員、関係行政機関、これは県の都市計画課、県土整備事務所。他には商工関係の団体、農業関係の団体、自治会、これは区長会です。

福祉関係団体、医療関係団体、教育関係団体、高齢者関係団体、それに交通事業者等から推薦を受けた者ということで14名以内を想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

協議会の期間はどのように想定していますかお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

一応はこの立地適正化計画を作るまでというのが1つの目安にはなるとは思いますが、その後の事業評価等々がございます。設置要綱の中では基本的に2年間の任期としております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

本年度、大体何回ぐらい委員会を開催する予定ですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

非常に年度内、時間がないところではございますが、一応1回の開催を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

先程の提案説明の中で、今回の立地適正化計画については庁舎等建設事業の事業費にも有利な財政措置を受けられるというふうな説明がありました。これまで以上に有利な財政措置と言われていますが、どういう財政措置があって、どのくらい見込まれているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

提案説明でもございましたように、今般の制度改正の予定によりまして立地適正化計画をしている市町村に国は集中的に支援をするということが明確になりました。言い換えれば、この立地適正化計画を確定していない市町村には今後支援をしないと。そのくらいはっきりなっています。

町が、本年1月に決定いたしました鞍手町庁舎等建設基本計画改訂版では、対象事業費の2分の1が補助対象と見込んでおりまして、この交付金約9億2,500万円を見込んでおります。この計画を策定しない場合の受けられる財政措置については政策推進課長の方にお願ひします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程地域振興課長が発言しましたように、立地適正化計画を策定している市町村は原則としてこの交付金を優先して配分されるようになっております。そして9億2,500万円を今

のところ見込んでおりますが、計画をもし策定していない場合、国の補助金の配分状況にもよりますが、当該交付金の額は約5億1,800万円となり、最大4億700万円の差が出て来るようになっていきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

庁舎建設にあたっては本当に有利な財源措置があるので良いことだろうとは思いますが、この目的自体が人々の住宅や公共施設、医療施設、商業施設などの都市機能増進施設を一定の範囲内に定めるということ、急激な人口減少等を鑑みて、その中で今の都市計画審議会、それから地域公共交通のメンバーを集めて14人以内で審議していくということなんですが、たまたま庁舎建設もあって、コンパクトシティという形で、今回町長も複合施設を決断されて、そういった中で丁度当てはまるということなんだろうと思いますが、庁舎建設等だけにとらわれたら不味いと思います。

そういった中では、どういう目的で今後、2年間の期間を設定されているということですが、どういうふうにご審議をもつていこうというか、されて行こうとしているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

立地適正化計画につきましては、平成26年の都市再生特別措置法の一部改正によりこの立地適正化計画というのが位置付けられました。

当時から鞍手町の都市計画においてマスタープランを作っている最中で、この立地適正化計画に取り組もうと検討をかなりいたしました。しかし、2年間の期間、事業費が約コンサル委託料等で2千万円程度とか、それから当時は令和2年度の制度のように集中的に支援をするということもございませんでしたので都市計画マスタープランの範囲においてまちづくりを進めて行こうというふうに考えておりました。

しかし、このように財政措置がかなり有利な状況があるということで、今般取り組むようにはいたしております。

期間は非常に短いものでございますが、元々都市計画マスタープランの中においてコンパクトなまちづくり、機能的なまちづくりというのを位置づけております。この立地適正化計画というのは都市計画マスタープランの高度化版と言われるものでありますので、ほぼほぼ今の都市計画マスタープランに沿った形で審議を進めて行けばいいものが出るのではないかと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第2号を議題とします。

まず歳出について質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費から10款 教育費について12頁から15頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

13頁の庁舎等建設費の業務委託料ですが、これについてどういうところに委託されるのか、どういう中身なのか、先程説明でもありましたが、もう一度詳しく説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この業務委託料についてご説明させていただきます。

この業務委託料につきましては、庁舎等建設発注者支援業務というところがございます。これはコンストラクションマネジメント方式と申しまして、一般的にはCM方式と言われているものでございます。

CM方式を簡単にご説明させていただきたいと思います。

本来発注者が自らの責任において行うべき業務を発注者の利益を確保するため、発注者の基でそのCM会社のコンストラクションマネージャーが高い知識や技術力を持ち、設計、発注、施工の各段階において計画の検討や工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部、又は一部を行う方式でございます。

これは国土交通省が2002年にCM方式活用ガイドラインを策定し、2003年に地方公共団体のCM方式活用マニュアル思案を発行し、CM方式の普及促進を図っているところでございます。

また、平成26年に改訂されました公共工事の品質確保に関する法律において、公共事業の発注者は自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認める時は、発注関係事務の全部、又は一部を行うことが出来るものの能力を活用するよう努めなければならないというふうにも定められております。

今回、町政施行後初めて庁舎の移転、建替えを含みます公共施設等の大規模事業に取り組むこととなりますが、全ての職員が未経験の大事業であることに加えましてタイトなスケジュールの中でのマンパワー不足等もございます。こうしたことから、発注者側である本町がCM方式を導入することによって技術力の補完、強化が図られるとともに、施工の円滑化、効

率化や適正な施工を確保することが得られることと考えて導入するものでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

導入の主旨は、よく分かりました。ただこの業務委託はどういう所に発注されるのか、国交省のガイドライン等があって、国交省が進める会社とか団体とかいう所に出すのかというのをどう考えているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まずCM業者を選定するにあたりましては、プロポーザル方式で行うこととしております。

具体的にどのような業務を支援していただくかと申しますと、庁舎及び複合施設の建築本体工事に伴います設計及び施工業務の発注及び工程管理等に関しまして支援をしていただくことを想定しております。

事業者といたしましては、このCMを専門としている業者を選定して行きたいというふうを考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

昨年、一昨年前といろいろ不正が疑われるような、疑惑を持たれるような発注の仕方をされようとしたとか、いろいろありましたので、出来るだけそういうことがないように透明な業者選定等を行っていただきたいという意味から質問させていただきましたので、その点についてもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今宇田川議員からご質問がありまして、ご心配されているような点につきましては、当然このCM会社につきましては、CM会社としての法令遵守、コンプライアンスが伴います。また、このCM会社とは当然契約をしております。この契約の中でもその法令遵守等は謳って公平、公正な事務を行っていただくようになります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

19款 繰入金について、10頁及び11頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

6頁ですが、庁舎等建設オフィス環境整備支援業務委託料というのがありますが、これは平成30年1月の臨時会で同じような項目が上がったと思いますが、その時の内容と同じような内容なのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

当時計上させていただいた内容とほぼ同じでございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、同じ平成30年1月の臨時会において当時議員だった岡崎町長が、自分達で使える物と使えない物、いる物、いない物等が業務委託をしなければいけないのか。更に事務器機等を購入する場合においても、その事務器機メーカーに対してレイアウトなり、配置なりを含めた購入の仕方をすれば経費が必要ではないのではないかと。

更に、動線等についても基本設計の中で当然設計会社が動線を考えるべきで、事務器機等についても一緒に考えるということで、わざわざ委託しなくてもいいのではないかとといったことで発言をされ、更にこのような委託料は必要ではないというふうに思うところまではっきりとおっしゃっておられました。

今回、この件について、また同様の内容がここに計上されているということでございますので、当然議案上で出ているということは必要と認めたからここに上がっているというふうに理解はしておりますが、この間の町長の気持ちの変化というか、真意等がこちらの方に伝わって来なければ、この議案についての審議等に疑念を持って望まなければいけないという形になりますので、その辺を明確にご説明いただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま田中議員がご指摘のとおり私が当時、議員の時にはそのような考えを持っておりました。しかしながら今回この議案を提出するに際して、より深く研究し勉強をしたところであります。そうした中でオフィス環境整備支援については転入、転出、出生、死亡、その他新

庁舎に来庁される住民の方々に対し、効率的な動線を確認することや、分かりやすいサイン、或いは職員の配置、文書管理等に至るまで新庁舎におけるオフィス環境の総合的な支援を専門業者に基本設計の段階からお願いするものであります。

従いまして、当時私が考えていたものとは随分中身も違ったものであるというふうな認識に至りましたので、今回この債務負担行為について提案をさせていただいております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、我々としては当時はそういう知識が浅い中での発言だったと。従って今回新庁舎建設に向け職員と細かく打ち合わせをした結果、心よく納得した。そしてここに上がっているというふうに理解していいですか。その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まさしく当時説明を受けた中では、私の考えはそこまで及びませんでした。今回職員からゆっくりと、また緻密に中身のレクチャーを受けた中で今回これは必要なものだというふうに考えましたので、先程申しましたようにここに提案させていただいております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

添田政勝君。

○1番 添田 政勝君

4頁の継続費の設計業務ですが、ゾーニングでは現在のプールの場所が駐車場になっていたのですが、プールの閉鎖はまだ決まってないのに設計に入るのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、この庁舎等基本計画の中ではゾーニングとしてそこを含めて検討して行くという形にしています。そして、そこは今後基本設計の中で改めてそこを含めて設計をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時27分

再開 14時24分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の2件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第2号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第2号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
これをもって、令和2年第1回臨時会を閉会します。

閉会 14時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 添 田 政 勝

議員 野 口 美 恵 子